

平成27年4月 定例会議

平成27年度

第1回 みどり市 定例教育委員会会議録

平成27年4月14日

みどり市教育委員会

平成27年度 第1回 みどり市定例教育委員会会議録

- ・招集日時 : 平成27年4月14日(火) 午後3時30分から
- ・招集場所 : みどり市役所教育庁舎3階第2会議室
- ・出席委員 : 1番委員 丹羽 千津子
2番委員 松崎 靖
3番委員 山同 善子
4番委員 金子 祐次郎
5番委員 石井 逸雄
- ・説明のため出席した者 : 教育部長 松井 篤
教育総務課長 川俣 一広
学校教育課長 保志 守
学校計画課長 小林 幹児
社会教育課長 金高 吉宏
文化財課長 石原 亨夫
富弘美術館事務長 高山 進
大間々学校給食センター所長 百瀬 光宏
教育総務課主査 常見 道憲
- ・本委員会書記 : 教育総務課主査 根岸 美佳
- ・事務局職員出席者 : 教育総務課課長補佐 石井 宣行

議事日程

- ・日程第1 : 会議録署名委員の指名
- ・日程第2 : 会期の決定
- ・日程第3 : 教育長報告について
- ・日程第4 : 報告第1号 教育長の専決に関する報告(部長、課長及び事務長を除く職員的人事)について
- ・追加日程第1 : 報告第2号 教育長の専決に関する報告(嘱託員・臨時職員の任用)

について

- ・追加日程第2：議案第1号 みどり市学校給食センター運営規則の一部改正について
- ・追加日程第3：議案第2号 みどり市奨学金貸与申請者の資格要件の認定について

・開会：午後3時55分

(委員長) ただいまから平成27年度第1回みどり市定例教育委員会会議を開会いたします。

・日程第1 会議録署名委員の指名

(委員長) 日程第1、会議録の署名委員の指名をさせていただきます。これにつきましては、席番3番の山同善子委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

・日程第2 会期の決定

(委員長) 日程第2の会期の決定ですけれども、平成27年4月14日（火）本日1日ということで、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

(委員長) 異議なしの声がありましたので、本日1日と決定させていただきます。

・日程第3 教育長報告について

(委員長) 日程第3、教育長報告について、石井教育長からお願いいたします。

(教育長) 3月13日から4月8日までというところで、報告をさせていただきます。3月16日月曜日大間々商工会婦人部からの寄付受領ですが、こちらは大間々地区に入る小学生に対して、ちらしと手作りの鈴を全児童分、新1年生分いただき各学校に配りました。3月19日の岩宿博物館協議会並びに29日の岩宿ムラまつりというところで、岩宿博物館に関わる場所があるわけですけれども、19日の運営協議会のところで話題になったのは、岩宿博物館の友の会の方々が、石器作りも土器作りもまが玉作りも古

代米作りも、とたくさんあるわけで、その中で得られた部分がムラまつりというふうなところで、体験できたり紹介されたりという形があるのですが、どちらも高齢化が進んでいるということがありまして、多分、友の会の方々の活動は、協力がなければ岩宿博物館が行う、もろもろの事業というのが、円滑に運営できないだろうという視点から考えると、これから先、友の会の方々の高齢化が進んできている部分を、今後どのように上手く世代交代をさせていくのか、あるいは継続させていくのかということを長い目でしっかり審議をしていかないと、厳しいだろうというふうなところが話題として出されました。これについては、岩宿博物館だけではなく教育部いろいろなところで施設を持っておりまして、そこには関わるボランティアの方々がたくさんいらっしゃいますので、そういう方々のご支援をいただくために、今これだから良いということではなく、先々を見通した形での支えてくださる人たちをうまく繋げていくということを考えていかないと、難しいだろうなと感じたところがありました。それから卒業式、卒園式、入学式、入園式がありました。3月27日みどり市表彰式がありました。みどり市が誕生してという形での毎年表彰するというので、今回は功労者が20名、それから寄付等いただいた方が5名団体も含めてございました。功労者の中には選挙管理委員の方、民生委員児童委員の方、区長、交通指導員等々規定に基づいて、ご功績のあった方々を表彰させていただいたというのがみどり市表彰式でございます。来年度になってくると10周年というところも絡んできますので、もう少し大きくなって来る見通しかなくなっています。それから30日は笠懸小学校の分離新設に伴う笠懸小学校区代表者説明会を行わせていただきました。31日から1日に掛けては年度末、それから年度初めに関する辞令交付式というところでした。そんな部分の中で、定例部長会議それから課長職以下職員辞令交付式等の中で、市長からでてきた言葉としては、各部各課が組織としてしっかりと動いて充実した市民サービスができるようにしてほしいというところ

が、出された部分であります。教育委員会の方も教育部としては、組織としてというふうなところを会議の中でお互い確認し合ったところがございます。それから桐生大学の入学式、定例の校長会等々入園式、入学式というふうなところであります。入園式、入学式等で感じたところについては、改めて入って来た園児、新入児、新入学生徒も含めてみどり市の教育委員会としてしっかりとした教育をしていかなければいけないなというところを感じた次第であります。

(委員長) ただいまの教育長の報告について、何かご質疑がございますか。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、日程第3、教育長報告は以上で終了いたします。

・日程第4 報告第1号 教育長の専決に関する報告（部長、課長及び事務長を除く職員の人事）について

(委員長) 日程第4、報告第1号 教育長の専決に関する報告（部長、課長及び事務長を除く職員の人事）について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、川俣教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

(教育総務課長) 教育委員会規則に基づきまして、教育長の専決となっている人事について今回報告をさせていただくというものでございます。よろしく願いいたします。

(委員長) 川俣課長からの説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第4、報告第1号 教育長の専決に関する報告（部長、課長及び事務長を除く職員の人事）について、本案を原案のとおり承認することによろしいで

しょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり承認することといたします。

・追加日程第1 報告第2号 教育長の専決に関する報告（嘱託員・臨時職員の任用）
について

(委員長) 追加日程第1、報告第2号 教育長の専決に関する報告（嘱託員・臨時職員の任用）について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、川俣教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

(教育総務課長) 先ほど報告第1号につきましては、課長補佐以下の職員ということで報告をさせていただきました。こちらにつきましては、嘱託員並びに臨時職員になります。こちらも教育長の専決事項ということで任命したものについて報告をさせていただくものでございます。よろしくお願いたします。

(委員長) 川俣課長からの説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質問がございますか。

(委員長) ご質問がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。追加日程第1、報告第2号 教育長の専決に関する報告（嘱託員・臨時職員の任用）について、本案を原案のとおり承認することよろしいでしょうか。賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり承認することといたします。

・追加日程第2 議案第1号 みどり市学校給食センター運営規則の一部改正について

(委員長) 追加日程第2、議案第1号 みどり市学校給食センター運営規則の一部改正について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、川俣教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

(教育総務課長) 今回の改正の理由ですが、学校給食費の公会計化並びに給食センターでの運営委員会と笠懸地区にありました笠懸地域学校給食運営委員会の統合に伴いまして、必要な改正を行いたいというものでございます。改正内容につきましては、大きく4点ほど改正をさせていただいております。まず1つ目、運営委員会の委員ということで、第5条第1項に運営委員会の委員をこういう方々の中から委嘱という形で定めておりますが、今回給食センター運営委員会、それから笠懸地域学校給食運営委員会を統合することに伴いまして、委員の範囲を整理させていただいたというものでございます。左側の(1)から(7)までが改正前のもので、市立小中学校長からその他の教育委員会が必要と認める者という部分で規定をされておりましたが、今回これに笠懸地域の学校給食運営委員会の方々が入ってくる関係で、右側の改正後のように改正させていただきたいというものです。まず(1)については、市立の小中学校長というところに対して、今回市立の学校の校長又は園長という形で表記についても括弧書きで幼稚園、小学校及び中学校をいうことでこの形でくくらせていただいております。(2)市立小中学校PTA会長につきましては、表記を市立の学校のPTAの代表者という形に直させていただいております。(3)市立小中学校給食主任代表だったものについては、給食主任ということで改正させていただきたいというものでございます。(4)につきましては、今までの給食センター運営規則は無かった範囲ということで、市立の学校の養護教諭、そ

れから（５）市立の学校の栄養教諭又は学校栄養職員ということで、追加をさせていただくものです。（４）市立中学校医並びに歯科医代表という部分については、２つに分けて、市立の学校の校医、市立の学校の歯科医とさせていただきたいという部分です。（５）市立小中学校薬剤師代表となったものについては市立の学校の薬剤師、それから（６）教育委員会事務局職員これについては、変わらず教育委員会事務局職員という表記で改正後変わりはありません。（７）その他教育委員会が必要と認める者という部分については、前各号に掲げるもののほか、ということで表現を変えさせていただいております。第５条第１項については、委員の範囲を整理し直したということでございます。次に２つ目の改正ですが、役員の廃止ということで第６条第１項第３号、それから同条第３項及び第６項を削除するという改正内容です。こちらについては、学校長から給食センターに納入された給食費、これを給食センターにおいて今まで管理していたため、その経理について監査を行う３名以内の監査委員設置を規定していました。ただ、平成２７年度から市が徴収するため、監査の必要がなくなるということで、監査委員に係る関係条文を削除するものでございます。続きまして３つ目、給食実施回数の決定第７条ですが、ここについては改正前「運営委員会により定める」としておりました。これについては学校給食に関する事務は、教育委員会が管理・執行すべきものであるというところから、今回「運営委員会に諮り教育委員会が決定する」という内容に改めるものでございます。４つ目の改正点ですが、給食費の額、納入・返戻手続き等定めた条文の削除ということで、これは今までの第８条から第１１条を削除するものです。給食費の徴収に必要な事項は、今度は新たに制定する「みどり市学校給食費徴収規則」に定めるためこちらでは記載が無くなるということで削除するものでございます。なお、給食費の額については、次のとおり１日当たり基準額の値上げを今回させていただいております。改正前の方は、給食センター運営規則にうたわれていたもので、小学校が日額

230円、中学校が日額270円で、改正後については、みどり市学校給食費徴収規則の方で記載しているもので、幼稚園が日額225円、小学校が日額244円、中学校が日額287円という改正になります。改正については、この4点になります。それから、みどり市学校給食費徴収規則というものを添付させていただきましたが、先ほど学校給食費等の額とか、公会計で徴収するに当たって必要な規則で定めるものであります。こちらについては、市の規則になりますので制定の手続きを取っているところがあります。ここで、先ほどの第5条のところに学校給食費の額というものがありますが、ここで申し上げたとおり1日の基準額というものを定めております。今後は運営規則ではなく給食費の徴収に関しては、こちらの徴収規則の取扱いで行っていくということになります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

(委員長) 川俣課長からの説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質問がございますか。

(委員長) 保護者が同意して食べさせてください。お金を払いますよということで取り付けた同意書のわけですよ。安全には十分注意したものを提供するのですけれども、その辺のところというのはどうなのでしょう。

(教育総務課長) どの範囲までこれで同意を求めているかという内容のことですね。

(大間々給食センター所長) 同意書を取る経緯ですが、基本的に給食費の債権がみどり市においては、私債権であるというのを整理しました。私債権となると契約に発生する債権ということになるのですが、一般的に地方公共団体と保護者との契約が馴染まないということで、今回こういった形で給食の提供を受ける意思表示の承諾を保護者から取ろうということで、この同意書を取ることになりました。契約に基づく同意書になります。

(松崎委員) 給食費で幼稚園と小学校と中学校と抱えていて、これの1日あたり掛ける実施予定日ということですよ。実施予定日が例えば、何らかの形で給食が出せなかつただとか、臨時休校になるだとか、そういった場合の会計

の仕方というのは、出せなかったから返すとか、そういうことはないのですか。

(大間々給食センター所長) 基本的には代替等通して、保護者からいただいた分については、還元してくという考えです。実施予定回数ということで、させていただきます。実際各学校、センターあるいは、各学年、クラスによって給食回数が若干違ったり、小学校低学年、中学年、高学年でも量が若干違いますので、厳密に分けるとなると非常に何パターンもできてしまいますので、みどり市としては、今まで3年と6年トータル9年間で考えて行けば実施回数は同じということで、従来も特に減額せずにやってきた経緯がありますので、引き続き公会計になっても行っていくということで、今回は実施予定回数ということでさせていただきました。

(教育長) それはこちら側の都合で、当初予定した回数が提供できなかった場合については、当然お金はもらわないわけですよ。

(大間々給食センター所長) 調理場が何らかの形で調理ができなかったとか、事故があったとかの事情があればということです。

(教育長) 1年間こういう計画で給食をいただきます、という計画表を出すのですが、当然年度末にいつて予定どおり提供できないような事態が発生した時については、年度の後の方のところで調整を掛けていくという捉えで良いですか。

(大間々給食センター所長) はい。

(教育長) 要するに食べない金額をいただくわけにはいかないんで、1年間は何日ですよと日数を保護者にこの後提示して、それを月額でやっていくという形になります。という形をするのですが、あくまでも予定ですけれども例えば、大きな災害が起きて給食センターが機能しなくなったり、学校が何らかの事情で給食を出せなかった場合については、当然保護者側に支払う義務はないので、発生した時点で計画を変更して、それに基づく支払う計画というのを変えていって、保護者に余分なお支払いをいただかないよ

うな形は執るということになるのですよね。先ほど松崎委員からご指摘があったように、例えば、個人の都合で風邪を引いたから休んだのでという場面については、先ほど所長から回答させていただいたような形で、6年間ないし9年間を見ていただく部分で、風邪で休んだからその分を返金しますよ、とか集金しませんよという扱いではなく、集めさせていただくというふうな形の捉えになるかと思います。

(金子委員) 給食の提供に関する同意書というふうになるのですよね。同意しないというケースもアレルギーの問題だとか、あるいは経済的な理由によって同意できないということも有り得るのでしょうか。実際にこれまでの例でもあるのですか。

(大間々給食センター所長) 実際にアレルギーでお弁当を持って来ている児童生徒もいますので、そういう方に対しては、当然同意を求めるものではありません。中には、何らかの事情で給食を食べていても、同意書を出してくれない方もいますけれども、それについては、給食の意味等を丁寧に説明して出していただくような考えです。これが出していただかなかったからということで、給食を提供しないということでは、決してありません。

(山同委員) 公会計化に伴って、給食センター運営委員会と笠懸地域学校給食運営委員会が統合されるというお話でしたよね。先ほど、協議会資料の中で、4月の予定というところの各学校への依頼事項に笠懸については、笠懸小学校、笠懸北小学校、笠懸東小学校の給食業務が民間委託になるので、保護者への通知というのがあったのですが、この中に出て来ない笠懸中学校と笠懸南中学校というのは、どのような状態ですか。

(大間々給食センター所長) 笠懸中学校と笠懸南中学校については、今までどおり正規調理員と臨時職員で行っています。その旨について、通知の方にも笠懸中学校と笠懸南中学校については、今までどおり市の職員等が行いますということを書かせていただきました。

(山同委員) そのことと公会計化というのは、特に関係はないわけですよね。公会計

化になったことによって、みどり市全部の小、中学校の給食費がみどり市に収められるということですね。

(大間々給食センター所長) はい。

(山同委員) それで単価は同一ということですよ。材料についても徴収しただけの金額を還元していくような形ということでしょうか。

(教育長) 今お話がありましたように、基本的に公会計という形で市の方は、もうみどり市内に小、中学生、幼稚園も含めて何人いて何食分だから単価でこれだけにすると、これだけ食材が掛かるよということをや算化していますから、保護者からお金が来なくても、しっかりと市は予算を取っていますので、そこに対して毎日決められたところに、決められた額と決められた栄養価に相当するような献立を立てて、毎日提供していくという形になりますので、ただ当然センター方式と自校方式というふうなものがございしますので、それぞれ調理をする献立を立てる側で、そのところは調整をしていく形になりますけれども、いずれにしても1食単価については、どの学校も1食あたりいくら、ただしそれは年間をトータルとして割っていくと1食単価いくらですけれども、日額にすると例えば、今日は少し予定額よりも上回った日、あるいは下回る日というのは当然出てきますよね。けれども、年通してならずとその金額に見合うものを全部還元していく。要するに子どもたちに提供していくと、それに見合う給食費を保護者の方については、口座振込みをしていただくというふうな形でやっていきます。ですので、どここの子どもたちについても同じ単価に見合う給食を調理して提供する。ただし、調理する場所が、給食センターであったり、自校方式であったり、調理員が市の正規調理員がやる部分であったりとか、委託する調理員であったりとかという差はございますけれども、質的には献立に示されたものを各学校ともに提供していくということを努めていくというそんな流れになると思います。

(山同委員) 同意書についてですけれども、未納の方とかいらっしやるとは思いますが、

同意書を取るということは、ある程度効力みたいなものがあるのでしょうか。

(松井部長) 確かに徴収規則に則っての同意書ですから、本来であれば、この同意書を取るのが通常だと思います。ただ群馬県で他に11市ありますけれども、同意書を取っているところは、まれだと思います。実際には、この同意書もこの文面で本当に1番、2番で目的だけを端的に書いていますけど、実際に言えば、例えば未納になった場合は、個人の銀行の内容を調べます、個人の税金の状況を調べますとか、そういうことが細かく入って来るのだと思います。ただ今回あえて、そのことが正式な文面になろうかと思いますが、それよりも実態として、子どもがこれが出る、出ないに関わらず食べている、その状況によっても実際は契約が履行されているわけですから、先ほどもありましたとおり、この同意書を出さなくても実際に未納が発生した場合には、それは丁寧に説明をしていくと。必要最小限の、例えば、個人の通帳や税情報をそういうものを未納の場合は見ますよということを、これに入れてしまった弊害の方があるために、他の市は出していないのだと思うのですよ。それなので、なるべくシンプルに1番、2番だけを入れた同意書にして、今回みどり市は対応してみたいと、そんな形でのスタートになっております。ですから問題点も確かに指摘されるとおりあるのですが、そこまで細かい強制力のある言葉を入れてしまってもどうなのかなとそういう形の中で、今回スタートする時点では、こういった同意書でご理解をいただくような形で発送させていただきたいと考えています。

(山同委員) 同意書の意味、意義というのが良く分からないのですが。

(松井部長) 本来、市が未収金の収納対応するときには、その対抗が必要なのだと思うのです。証明として、これをいただいていますよねと。ですからうちの方は未納に対してはお願いに上がりますよと。それが正式なのだと思うのですが、あくまでうちの方は私会計が初めて公会計に移行する中では暫定的な期間もあってもいいのかなと、もし常習的な著しいそういう人がある

場合には、そのときには初めて内容を説明して、場合に寄れば個人の情報に関わる税金の関係、銀行の関係そういうものも口頭でお願いしてその措置を取るような形が妥当かなというように考えています。

(委員長) 他にご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。追加日程第2、議案第1号 みどり市学校給食センター運営規則の一部改正について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・追加日程第3 議案第2号 みどり市奨学金貸与申請者の資格要件の認定について

(委員長) 追加日程第3、議案第2号 みどり市奨学金貸与申請者の資格要件の認定について、を上程いたします。この議案は、秘密会議とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長) 異議なしの声がありましたので、本案を秘密会議といたします。

—— 審 議 (秘密会議により未記載) ——

(委員長) 他にご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。追加日程第3、議案第2号 みどり市奨学金貸与申請者の資格要件の認定について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

(委員長) 以上をもちまして、本日の教育委員会議の議事をすべて終了いたします。

ご苦労様でした。

- ・閉会：午後5時10分
- ・本委員会の議決の次第は次のとおりである。

議事日程

- ・日程第3：教育長報告について（報告）
- ・日程第4：報告第1号 教育長の専決に関する報告（部長、課長及び事務長を除く職員的人事）について（承認）
- ・追加日程第1：報告第2号 教育長の専決に関する報告（嘱託員・臨時職員の任用）について（承認）
- ・追加日程第2：議案第1号 みどり市学校給食センター運営規則の一部改正について（可決）
- ・追加日程第3：議案第2号 みどり市奨学金貸与申請者の資格要件の認定について（可決）